

参考資料 5 - 4 維持管理・運営に係る配置者の一覧

(1) 業務要求水準書第5章. 第1節. 3. (2)、(3)、(4)に係るもの

総括代理人	<ul style="list-style-type: none"> 事業契約書に定める総括代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理・運営業務及び施設整備業務の両方に関わる事項については、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフにより、調整
直属スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 総括代理人の直属スタッフ 	
管理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理・運営業務を統括 開庁時間帯は駐在 	
維持管理・運営業務に係る国との連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> 開庁時間帯は庁舎管理室に職務を担う業務従事者を設置 国と常時連絡が可能な体制を確保 	
維持管理・運営の各業務従事者	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令に基づき必要となる資格を有するほか、各業務の遂行に必要な能力を有する者 清掃業務従事者を除き、自衛消防組織要員を兼任 	

(2) 業務要求水準書第5章. 第1節. 5. (3)d.、e.及びf.に係るもの

防火管理者及び防災管理者	<ul style="list-style-type: none"> 国の管理の権原に属する部分以外の部分の防火管理及び防災管理上の権原を有する者として選任 管理統括責任者が兼任可能とする。 	
共同防火管理協議会における統括管理者及び統括管理者直近下位の内部統括要員	<ul style="list-style-type: none"> 自衛消防組織の設置に要する統括管理者又は統括管理者直近下位の内部統括要員としての有資格者 	
自衛消防組織要員	<ul style="list-style-type: none"> 清掃業務従事者を除く各業務従事者が兼任 	
エネルギー管理員	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が選任 	
電気主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が選任 	

(3) 業務要求水準書第5章. 第2節. 5. (1)及び(2)に係るもの

エネルギー管理士	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が選任 	
建築物環境衛生管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が選任 	